

Q1.対象となる補助犬は何でしょうか？

A1.身体障害者補助犬法第2条に基づく「盲導犬」、「介助犬」、「聴導犬」です。

Q2.訓練事業者の定義は何でしょうか？

A2.社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人であって、次のいずれかの事業を行うものです。

- ①身体障害者福祉法第33条に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業
 - ②身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業
- なお、宮城県身体障害者補助犬育成事業実施要綱第2条にも記載されております。

Q3.宮城県外の訓練事業者は補助対象になりますか？

A3.宮城県外の訓練事業者でも、補助対象となります。

ただし、宮城県内の身体障害者に対し、補助犬を育成・貸与等することが必要です。

Q4.補助犬の利用対象者は、誰でしょうか？

A4.以下の要件をすべて満たす方が対象になります。

- ①満18歳以上の者であって、県内に1年以上居住していること。
- ②盲導犬の利用については、視覚障害2級以上の身体障害者手帳を所持していること。
介助犬の利用については、肢体不自由2級以上の身体障害者手帳を所持していること。
聴導犬の利用については、聴覚障害2級に該当する身体障害者手帳を所持していること。
- ③就労等社会活動への参加に効果が認められること。
- ④補助犬を適切に利用し、飼育できること。
- ⑤自己所有以外の家屋に居住する場合は、補助犬の飼育について、家屋の所有者又は管理者の承諾が得られること。
- ⑥現に障害者施設に入居していないこと。

Q5.今回の提出書類は何でしょうか？

A5.宮城県身体障害者補助犬育成事業実施要綱にある「身体障害者補助犬育成事業 事業計画書」です。また、計画書にある添付書類も必要になります。

Q6.1頭あたりの補助金額はいくらでしょうか？

A6.補助金交付額の算定に当たっては、補助基準額（上限150万円）と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額の範囲内となります。

なお、応募多数の場合は、補助金は予算の範囲内において、補助金額の調整を行うの

で、必ず補助基準額（上限150万円）が補助されるということではありません。

Q7.宮城県民への貸与が決定した補助犬の育成に要した経費（補助対象経費）はどのように算出すれば（考えれば）よろしいでしょうか？

A7.補助犬の利用が決定した年度を補助対象期間（今年度の場合は令和7年4月1日～令和8年3月31日）とし、経費を計上します。当該年度に補助対象とならない複数の犬も同時に訓練しており、補助対象経費を正確に算出できない場合は、その年度に補助犬の育成に要した経費（事業費）に、当該年度の総訓練頭数に対する本事業の対象となった補助犬頭数の割合を乗じて算出することとします。

具体的には、総訓練頭数には他県へ貸与された犬や、何らかの理由により訓練を中止した犬も含めることができます。計算方法を例示すると以下のとおりです。

具体の算定例

- ・ 令和7年に補助犬の育成に要した経費 12,000 千円
 - ・ 当該年度の総訓練頭数 6 頭
 - ・ うち、当該年度に宮城県民への貸与が決定した補助犬の頭数 2 頭
- と仮定した場合の補助対象経費は、

$$\begin{aligned} \text{事業費 (12,000 千円)} & \times \frac{\text{宮城県民への補助犬貸与頭数 (2 頭)}}{\text{総訓練頭数 (6 頭)}} \\ & = 4,000 \text{ 千円} \\ & \text{1 頭当たり } \underline{2,000 \text{ 千円}} \end{aligned}$$

ただし、補助金額については、補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して、いずれか少ない方の額の範囲内の額を助成額とする（補助金交付要綱第2条第2項）ことから1頭当たりの基準額は2,000,000円ではなく1,500,000円となります。

なお、助成額については、予算の範囲内において訓練事業者に交付する（補助金交付要綱第1条）こととしており、応募があった補助犬数に応じて助成額を調整することになることから、補助基準額を下回ることがあります。

Q8.「補助犬として利用開始」とは、どの時点のことをいうのでしょうか？

A9.訓練施設から貸与、譲渡を受けた時点、又はご自分で飼っている犬を補助犬として使用する場合には、認定試験に合格した時点のことをいいます。

Q9.補助金の助成時期は、いつごろでしょうか？

A9.今回提出していただくのは事業計画書です。事業計画書の内容が補助要件を満たしている場合、当該事業所に対し、内示をいたします。

なお、補助金交付申請手続については、追って連絡しますが、補助金の助成時期については、以下の予定です。

〈今後のスケジュール（予定）〉 ＊スケジュールは多少前後する場合があります。

R7.10.31 から R7.12.5	応募期間
R8.1 月中旬	内示
R8.1 月下旬	補助金の交付申請
R8.2 月中旬	補助金の交付決定
R8.4.20	補助金の実績報告書の提出期限
R8.4 月下旬から 5 月上旬	補助金の額の確定及び交付（支出）

Q10.補助対象経費は、何でしょうか？

A10.対象となる補助犬の育成に直接要した報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費です。

なお、補助対象経費は、宮城県身体障害者補助犬育成事業費補助金交付要綱の別表に記載されております。